

第25回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月30日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

4. 提出議題

報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第11号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第12号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号	農用地利用集積計画について
議案第14号	農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。
次に、総会に先立ちまして、その他事項の資料として、7番の農業委員等の報酬額の改定について、を机の上に、配布させていただきました。大変恐縮に存じますが、各自、追加をお願いします。
それでは、安原会長、お願いします。

会長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
現在、来年3月の委員の改選に向け、検討会を開催していますが、県内では今年多くの市町村で委員の改選が行われます。上越地域では4月に上越市、7月に糸魚川市が改選を迎え、そのほかに県内では19市町村で改選を迎えます。
先日、新潟県農業会議の総会に出席してきましたが、役員に関する議事では理事の補充が行われ、新役員が選出されたところです。新年度は、県においても新役員、市町村では新委員が動き出す一年となります。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第25回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。
1番の尾崎 香委員、2番の関原 正晴委員、よろしくをお願いします。
本日の議題については、報告事項が3件、議案が4件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第11号 農地の転用事実確認証明等報告について
報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
2月に届出がありました合意解約は、13件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、8番9番の所有権移転につきましては、2月総会にて3条の許可を受けたものです。
他の人へ賃借されるものは、先月の総会で利用権設定の議決をいただいたもの、今月の総会で利用権設定に上程されるもの、または来月以降の総会に上程されるものとなっております。
次に4ページ、報告第11号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
2月につきましては、農地転用事実確認が2件です。
内容についてですが、いずれも、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。
次に5ページ、報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
2月の届け出は、相続件数は11件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。
無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思ひます。

次に、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それ
では、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番について、申請地は大字雪森地内、登記地目：田が1筆で登記地積1,528㎡であります。

位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人との間で利用権を設定して耕作している農地で、譲渡人として、今後も耕作管理できないことから、譲受人に相談したところ、譲受人の自己所有農地の隣接地で利便性も良いことから、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字下濁川地内、登記地目：田が4筆で登記地積合計539.06㎡であります。

位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人との間で利用権を設定して耕作している農地で、譲渡人として、今後も耕作管理できないことから、譲受人に相談したところ、譲受人の自己所有農地の隣接地で利便性も良いことから、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番について、申請地は大字米島新田、大字東福田新田地内、登記地目：田が6筆、登記地積合計2,377㎡、登記地目：畑が2筆、登記地積合計1,484㎡、登記地目：原野が1筆、登記地積：79㎡で、総合計 9筆、3,940㎡であります。

なお、登記地目で田以外の地目がありますが、全て田として耕作されている農地台帳に登録されている農地です。

位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の居住地の近接地に位置し、譲渡人としては市外在住で今後も耕作管理できないことから、譲受人に相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

以上、3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。3番については積雪があり、現地確認が実施できなかったため、事務局説明のみとします。

委 員 1番について説明します。3月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委 員 2番について説明します。3月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第11号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、これより、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、許可することに決定しました。

次に、議案第12号 農地法5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番について、申請地は、大字吉木地内、登記地目：田が1筆、登記地積2,663㎡のうちの546.33㎡の転用を希望しています。

位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内の農用地ですが、昨年1月に農用地利用計画を変更し、指定する用途を農業用作業所敷地として指定された農地であります。

譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係にあり、譲受人は申請地に使用貸借権を設定し、農用地利用計画に指定された農業用作業所の整備を希望しています。

2番について、申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積28㎡です。

ただし、事業全体としては、隣接地：2筆、424㎡とあわせて452㎡の整備となります。

位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟と車庫1棟並びにカーポート1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

議長 2番については、積雪があり、現地確認が実施できなかったため、事務局説明のみとします。

委員 1番について説明します。3月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議案第12号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、許可することに決定しました。

次に議案第13号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第13号のうち、72番から92番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。

最初に72番から92番を除く1番から71番までの71件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページ、議案第13号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定30件、再設定62件、の合計92件です。

はじめに1番から71番について説明します。

1番から30番につきましては新規設定です。

契約内容は、使用貸借または貸借となっております。

そのうち、13番、14番、17番は使用貸借です。

1番、2番については、新規就農者です。

3月15日に会長職務代理、農業委員、推進委員、農林課、事務局にてヒアリングを実施しました。

ヒアリング内容について報告します。

- ・申請者は、上越市三和区出身。関川地内の一軒家を借家して居住。
- ・このたびの申請に至った経緯は、これまで神奈川県で有機農業の研修を積んできて、実践したいと思っていたところ、市内の知り合いの土地所有者から農地と農業用機械を貸してもらえることとなったことがきっかけとなったとのこと。
- ・今後、雪解けを待って、土壌診断をして、地力や稲作か畑作のどちらに適するのか、を判断して進めていくとのこと。
- ・水稻は、これまでの研修で2反程度の水田を機械に頼らずに耕作してきた経験があり、2反程度の作付を予定しているとのこと。
- ・申請者は市内企業と親交があり、水稻以外の土地は食用ホオズキの栽培を計画しているとのこと。
- ・農機具等の機械設備は、現在、申請者が所有しているものはないが、土地所有者から貸してもらえる機械と、市内の知り合いの自然農法実践者からバインダー等貸してもらえる状態とのこと。
- ・出席委員からは、3年間の貸借期間で軌道に乗せて、周りの耕作者との良好な関係を築きながら、規模を拡大して農業を続けていくことを要望しました。
- ・ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、まずは、利用権設定する農地の範囲内で取り組んでいく意向について確認できたことから、担当委員が耕作状況等を継続し

事務局 て見守るとともに、積極的に営農の相談に乗り、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として3月総会に議案を上程することで全員同意。

続きまして、20ページ31番から27ページ71番につきましては、再設定です。契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。再設定ですので、特に問題はないと思われま

す。最後になりますが、契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第13号のうち、1番から71番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 16番についてですが、同法人は規模縮小との意向であったかと思

事務局 当該農地が同法人の耕作する農地に隣接する位置にあり、負担とならないことから、この度の新規設定となったものです。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から71番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号のうち、1番から71番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画のうち、72番から90番を上程します。72番から90番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち、72番から90番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをご覧ください。72番から90番について説明いたします。内容は再設定です。再設定ですので、特に問題はないと思われま

議 長 それでは、議案第13号のうち、72番から90番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち72番から90番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号のうち、72番から90番は、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち、91番から92番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち、91番から92番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをご覧ください。
91番、92番について説明いたします。
内容は再設定です。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第13号のうち、91番から92番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第13号 農用地利用集積計画について、のうち91番から92番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号のうち、91番から92番は、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

31ページをご覧ください。

議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、です。

本案につきましては、2月総会その他事項で説明させていただきました内容と変更ありません。

改定を行う内容についてですが、

- ・令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、「地域計画」に関して盛り込まれた内容を反映しております。
- ・当市の指針は、平成30年12月に制定後、令和4年1月に一部改定し、これまで運用してきました。
- ・指針の終期についてですが、現指針では令和5年度末となっておりますが、改定案では10年後の令和14年度末が終期となることから「現状」、「3年後の目標」、「目標」、それぞれの時点修正を行うものです。
- ・なお、最適化活動の目標である①遊休農地の解消②担い手への農地集積③新規参入の促進の3点については、これまでと変更ありません。
- ・そのうちの1つである「担い手への農地集積」では、10年後の目標を90%と設定しておりますが、これは新潟県の目標値に合わせております。

なお、指針の見直しは委員の改選期である3年ごとに行うこととされておりますので、その都度、検証し、適切に対応していきたいと思っております。

以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

それでは、議案第14号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第25回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年4月30日

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印